

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 4 月12日

【発行者名】 大和住銀投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横井 正道

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

【事務連絡者氏名】 ディスクロージャー部
宮崎 洋行

【電話番号】 03-6205-0200

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

ただし、「騰飛」に振り仮名「トンフェイ」を付ける場合があります。
（以下、「当ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。
格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日^(注1)の翌営業日の基準価額^(注2)とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

（注1）香港取引決済所の休業日と同日の場合には、取得の申込みを受付けないものとします。

（注2）基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(5)【申込手数料】

申込手数料は、お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.15%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成22年4月13日から平成23年4月11日までです。
(申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。
大和住銀投信投資顧問株式会社
<インターネットホームページ> <http://www.daiwasbi.co.jp/>
<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(9)【払込期日】

申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として中国・香港の株式を中心に投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年 1 回	グローバル	
大型株 中小型株	年 2 回	日本	
債券 一般	年 4 回	北米	あり ()
公債	年 6 回 (隔月)	欧州	
社債		アジア	
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	なし
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

株式 一般...属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

イ．中国の経済成長において活躍している中国本土企業の株式を中心に投資します。

当ファンドにおける“中国本土企業”とは、以下のことをいいます。

市場	対象銘柄群	
香港市場	H株	香港市場に上場されている銘柄のうち、登記場所や主要活動拠点、資本が中国本土である銘柄
	レッドチップ	香港市場に上場されている銘柄のうち、法人登記が中国本土以外でされた中国政府機関等の資本傘下にある銘柄
中国市場（上海証券取引所、深セン証券取引所）	B株	上海証券取引所や深セン証券取引所に上場された銘柄で、外国人投資家が取引できるもの。上海証券取引所のB株は米ドル建てで取引され、深セン証券取引所のB株は香港ドル建てで取引されています。
米国市場、シンガポール市場等	中国資本の企業または本社が中国本土にある銘柄	

(注)今後、規制緩和等により、投資の条件が整った場合には、中国A株を上記に追加する場合があります。株式以外にも、DR等へ投資する場合があります。

上記以外にも、原則として取得時において信託財産の純資産総額の30%以下の範囲で、下記の市場で取引されている株式へ投資することができます。

市場	対象銘柄群
香港市場（H株、レッドチップ以外の銘柄）	中国マーケット（消費、生産拠点等）を活用し、利益を得ている企業または利益を得る可能性があると思われる銘柄
台湾市場	
米国市場	主なビジネスの展開を中国で展開している米国企業

(注)上記以外の証券市場が、将来追加される場合があります。株式以外にも、DR等へ投資する場合があります。

* DRとは、Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に取引所等で取引されます。金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

ロ．運用にあたっては、中国の経済成長を捉え成長が見込める企業の中から、ファンダメンタルズを重視し、投資魅力のある銘柄に投資を行います。

個々の企業の成長性、収益性、財務内容、経営などのファンダメンタルズや流動性を勘案し、投資魅力の高いと判断される銘柄に投資します。

<当ファンドの銘柄選定の主なポイント>

<ul style="list-style-type: none"> ・業界地位 ・経営陣の質 ・商品、サービスの優位性等 	<ul style="list-style-type: none"> ・PEG（PER / 成長率）比較 ・ROE ・利益の成長率等
--	---

*上記の内容は将来変更になる場合があります。

八．運用指図にかかる権限をDaiwa SB Investments (HK) Limited（ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）・リミテッド）へ委託します。

Daiwa SB Investments (HK) Limitedの概要

同社（所在地：香港）は、1988年2月に香港法に基づき、香港において設立された会社で、大和住銀投信投資顧問株式会社の100%子会社です。同社は、主に、機関投資家等に対して投資顧問業務を行っており、主として、アジア地域の株式等の運用を行っています。

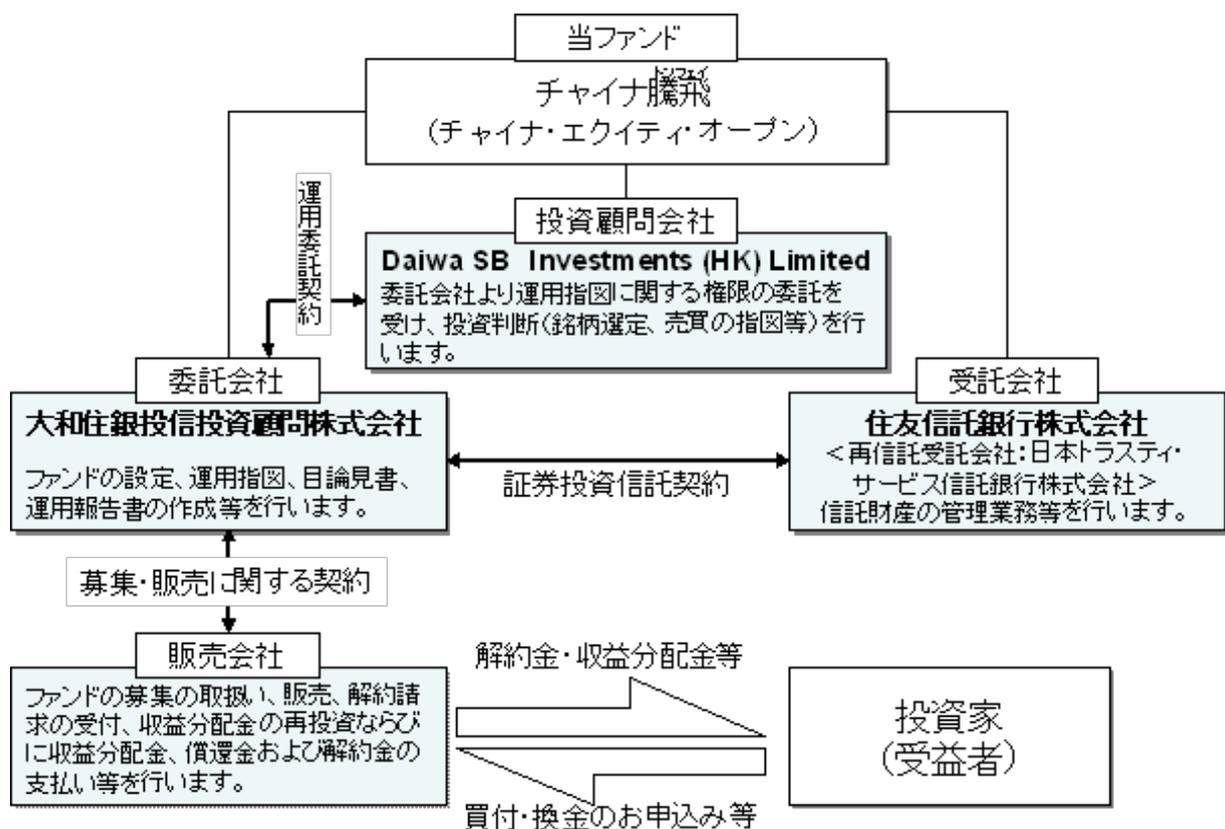
二．外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。

信託金の限度額

信託金の限度額は、2,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	当ファンドの運用指図にかかる権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

委託会社等の概況（平成22年4月12日現在）

- ・ 名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・ 代表者の役職氏名 代表取締役社長 横井 正道
- ・ 本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・ 資本金の額 20億円
- ・ 会社の沿革 昭和48年6月 大和投資顧問株式会社設立
平成11年2月 証券投資信託委託業の認可取得
平成11年4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

中国の経済成長において活躍している中国本土企業を中心に投資を行います（中国本土企業以外には、香港、台湾および中国において主に事業展開を行っている米国の企業にも投資する場合があります。）。

運用にあたっては、中国の経済成長を捉え成長が見込める企業の中から、ファンダメンタルズを重視し、投資魅力のあると思われる銘柄に投資します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

運用指図に係る権限をDaiwa SB Investments (HK) Limited（ダイワ・エス・ビー・インベス

トメンツ（香港）・リミテッド）に委託します。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 17．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

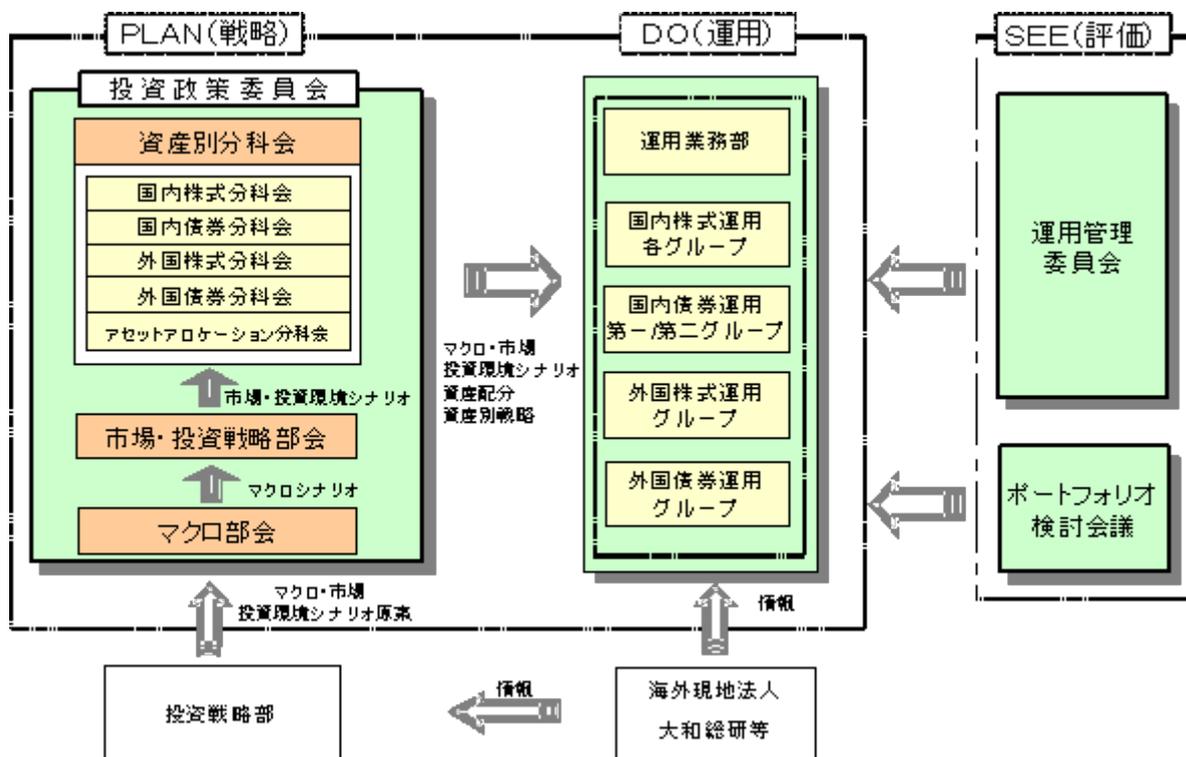
委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドでは、運用指図に関する権限を、Daiwa SB Investments (HK) Limitedに委託します。同社の運用チームは、企業訪問等により企業分析を行い組入銘柄を選定し、委託会社へ連絡します。委託会社では、Daiwa SB Investments (HK) Limitedからの指示に基づき、委託会社のトレーディング部において、株式および外国為替取引等の売買の実行を行います。委託会社では、当ファンドのモニタリング（投資制限の遵守状況のチェック、運用成果のチェック）等を行います。



* 当ファンドの運用モニタリング業務に従事する人員数は、平成22年2月末現在で約10名です。

* 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。

* 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクに関する管理体制>」に記載しております。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年1月、7月の11日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ． 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ． 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合には分配を行わないことがあります。
- ハ． 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ． 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
- 収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。
- ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
- ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（5）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

（イ）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ．先物取引等の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則とし

て信託約款に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、
 - (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとし、
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

ル．公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができるものとします。
- (ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

カ．外国為替予約の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ) 前(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 前(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ．資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券

等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

タ．受託会社による資金の立替

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしく願いいたします。

<当ファンドの主なリスク>

基準価額を変動させる主なリスクは次のとおりです。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等に投資します。投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 流動性リスク

投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(4) 信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5) 外国証券投資のリスク

<為替リスク>

当ファンドは、外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

< カントリーリスク >

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

< 主な留意点 >

(1) 繰上償還について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(2) 換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(3) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(4) その他の留意点

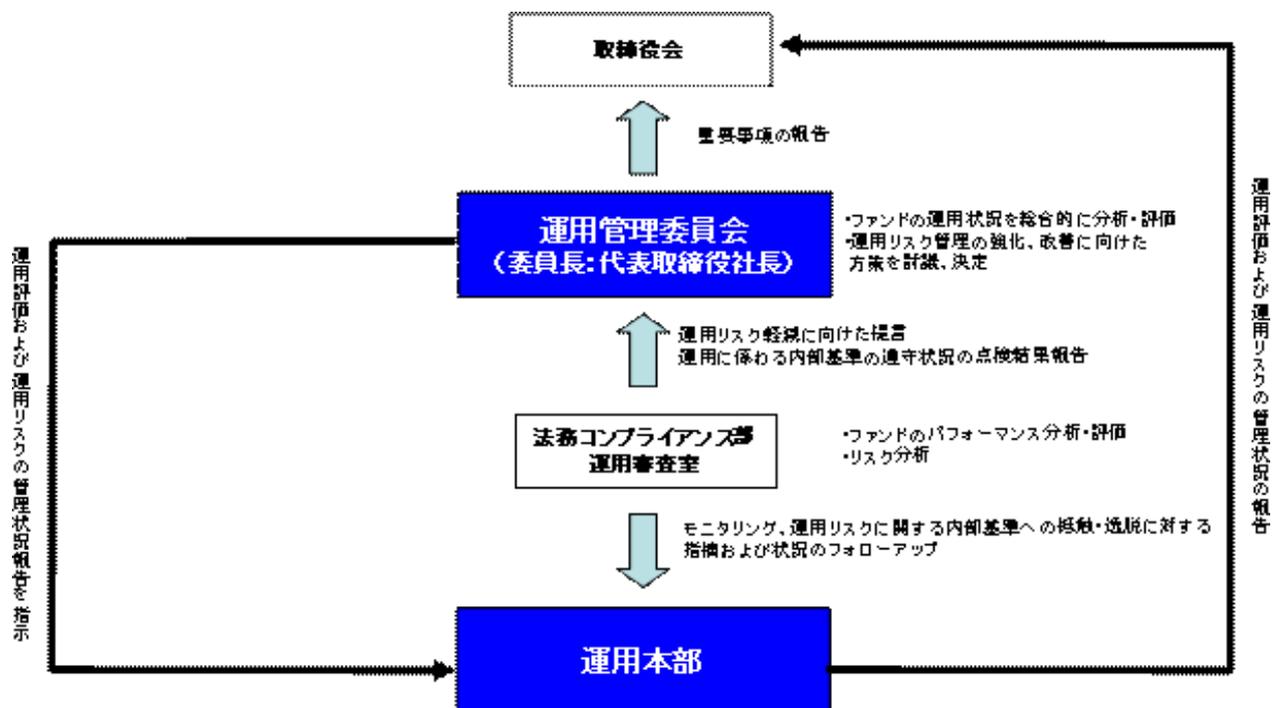
委託会社と投資顧問会社（Daiwa SB Investments (HK) Limited）との合意等により、運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

< リスクに関する管理体制 >

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (20名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (8名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
運用審査室 (3名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
売買管理室 (2名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
トレーディング部 (20名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



* リスクに関する管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

お買付け時、収益分配時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金	
お買付け時	申込手数料	お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額 申込手数料率は、3.15%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。 詳細については、販売会社にお問い合わせください。	
収益分配時	所得税および 地方税	普通分配金に対し	<平成23年12月31日まで> 10%（所得税7%・地方税3%）
			<平成24年1月1日以降> 20%（所得税15%・地方税5%）
解約時	解約手数料	ありません。	
	信託財産留保額	ありません。	
	所得税および 地方税	譲渡益 ^{（注2）} に対し	<平成23年12月31日まで> 10%（所得税7%・地方税3%） <平成24年1月1日以降> 20%（所得税15%・地方税5%）
償還時	所得税および 地方税	譲渡益 ^{（注2）} に対し	<平成23年12月31日まで> 10%（所得税7%・地方税3%）
			<平成24年1月1日以降> 20%（所得税15%・地方税5%）

* 上記の税率は個人の受益者の場合であり、法人の受益者の場合の税率は異なります。詳細については、後記「（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

（注1）申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

（注2）譲渡益とは、解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。

（注3）税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時期	項目	費用			
		委託会社	販売会社	受託会社	合計
毎日	信託報酬	純資産総額	純資産総額	純資産総額	純資産総額
		に対して	に対して	に対して	に対して
		年率0.7455% （税抜0.71%）	年率0.7455% （税抜0.71%）	年率0.105% （税抜0.10%）	年率1.596% （税抜1.52%）

（注1）信託報酬や売買委託手数料等のほか、売買委託手数料等に対する消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および当ファンドの財務諸表の監査に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

(注2) 委託会社の信託報酬には、Daiwa SB Investments (HK) Limitedへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.36225%（税抜0.345%））が含まれます。

(注3) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01155%（税抜0.0110%）以内の率を乗じて得た額とします。また、監査報酬は変更になる場合があります。

(注4) 上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、お買付金額（基準価額×買付口数）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.15%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.596%（税抜1.52%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前述の表のとおりです。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

委託会社の報酬には、Daiwa SB Investments (HK) Limitedへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の34.5の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受取った後、当該報酬から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査費用等は、委託会社が金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、実際の費用額を上限として定率または定額にて日々計算し、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

(5)【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

<平成23年12月31日まで>

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

<平成24年1月1日以降>

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

<損益通算について>

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

<平成23年12月31日まで>

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。

<平成24年1月1日以降>

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超

過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

< 個別元本について >

・追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照）。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

* 上記の内容は、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年2月末日現在)

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
株式	中国	14,920,763,382	56.17%
	香港	5,357,836,869	20.17%
	ケイマン諸島	2,660,354,829	10.01%
	台湾	1,782,504,286	6.71%
	バミューダ	986,220,748	3.71%
	アメリカ	329,996,700	1.24%
純資産総額		26,564,741,297	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年2月末日現在)

イ．主要銘柄の明細

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 中国	株式 銀行	28,080,000	75 2,122,039,296	66 1,872,958,464	- -	7.05%
2	CHINA LIFE INSURANCE CO-H 中国	株式 保険	4,580,000	439 2,012,855,040	398 1,825,551,360	- -	6.87%
3	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	29,001,000	72 2,101,435,660	62 1,814,116,953	- -	6.83%
4	CNOOC LTD 香港	株式 エネルギー	10,303,000	152 1,571,463,014	139 1,436,155,776	- -	5.41%
5	CHINA MOBILE LTD 香港	株式 電気通信サー ビス	1,609,500	862 1,387,826,784	880 1,417,493,088	- -	5.34%
6	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H 中国	株式 エネルギー	3,350,000	464 1,557,187,200	379 1,269,676,800	- -	4.78%
7	CHINA MERCHANTS BANK - H 中国	株式 銀行	4,137,200	237 984,190,233	214 885,532,907	- -	3.33%
8	ZTE CORP-H 中国	株式 テクノロジー ・ハードウエ アおよび機器	1,441,176	589 850,040,193	538 776,159,746	- -	2.92%
9	TINGYI (CAYMAN ISLN)HLDG	株式	3,840,000	206	200	-	2.90%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
	ケイマン諸島	食品・飲料・ タバコ		794,492,928	770,605,056	-	
10	PETROCHINA CO LTD-H 中国	株式 エネルギー	7,730,000	117 906,524,928	98 759,593,088	-	2.86%
11	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H 中国	株式 素材	9,142,000	92 845,686,195	74 685,606,118	-	2.58%
12	PING AN INSURANCE CO-H 中国	株式 保険	962,500	819 788,911,200	669 644,767,200	-	2.43%
13	CHINA EVERBRIGHT LTD 香港	株式 各種金融	2,980,000	258 770,699,520	216 644,023,296	-	2.42%
14	CHINA CITIC BANK 中国	株式 銀行	9,800,000	72 708,986,880	59 583,672,320	-	2.20%
15	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B 中国	株式 不動産	3,189,919	167 532,892,683	163 521,196,431	-	1.96%
16	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST 香港	株式 不動産	2,876,800	192 553,450,291	177 510,367,334	-	1.92%
17	LI NING CO ケイマン諸島	株式 耐久消費財・ アパレル	1,747,000	313 547,411,968	281 492,067,008	-	1.85%
18	CHINA STATE CONSTRUCTION INT ケイマン諸島	株式 資本財	14,720,827	37 546,060,245	30 449,397,406	-	1.69%
19	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H 中国	株式 エネルギー	6,550,000	77 509,328,000	67 441,417,600	-	1.66%
20	PORTS DESIGN LIMITED バミューダ	株式 耐久消費財・ アパレル	1,975,500	304 601,942,752	217 429,666,508	-	1.62%
21	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG 香港	株式 資本財	1,000,000	483 483,264,000	385 385,344,000	-	1.45%
22	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H 中国	株式 自動車・自動 車部品	3,000,000	134 402,278,400	123 370,483,200	-	1.39%
23	CHINA RESOURCES LAND LTD ケイマン諸島	株式 不動産	2,000,000	194 388,915,200	184 369,100,800	-	1.39%
24	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H 中国	株式 資本財	4,200,000	95 400,135,680	83 349,816,320	-	1.32%
25	DONGFANG ELECTRIC CORPORATION LTD-H 中国	株式 資本財	782,000	472 369,354,240	440 344,580,480	-	1.30%
26	ASIAINFO HOLDINGS INC アメリカ	株式 ソフトウェア ・サービス	150,000	2,613 391,971,690	2,199 329,996,700	-	1.24%
27	CHINA TELECOM CORP LTD 中国	株式 電気通信サー ビス	8,280,000	40 335,757,312	38 314,772,480	-	1.18%
28	AIR CHINA LIMITED-H 中国	株式 運輸	4,000,000	75 302,315,608	77 311,961,600	-	1.17%
29	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・半導 体製造装置	217,584	1,556 338,739,122	1,414 307,779,095	-	1.16%
30	LENOVO GROUP LTD 香港	株式 テクノロジー ・ハードウェ アおよび機器	4,856,000	61 296,487,936	59 289,775,001	-	1.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

種類別	投資比率
株式	98.02%
合計	98.02%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

業種別	投資比率
(海外)	
銀行	20.17%
エネルギー	14.71%
保険	10.14%
資本財	8.23%
電気通信サービス	7.36%
不動産	7.21%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.85%
素材	4.76%
耐久消費財・アパレル	3.60%
食品・飲料・タバコ	3.36%
各種金融	2.76%
運輸	2.55%
小売	1.55%
ソフトウェア・サービス	1.42%
自動車・自動車部品	1.39%
公益事業	1.29%
半導体・半導体製造装置	1.16%
食品・生活必需品小売り	0.39%
消費者サービス	0.14%
小計	98.02%
合計	98.02%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

(平成22年2月末日現在)

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成22年2月末日現在)

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成16年1月29日）	62,271	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成16年7月12日）	99,447	-	0.8804	-
第2計算期間末 （平成17年1月11日）	99,398	-	0.9248	-
第3計算期間末 （平成17年7月11日）	76,910	80,359	1.0016	1.0466
第4計算期間末 （平成18年1月11日）	56,931	62,597	1.0942	1.2042
第5計算期間末 （平成18年7月11日）	48,589	53,565	1.1717	1.2917
第6計算期間末 （平成19年1月11日）	61,806	68,238	1.5330	1.6930
第7計算期間末 （平成19年7月11日）	75,202	81,914	1.9047	2.0747
第8計算期間末 （平成20年1月11日）	72,311	78,709	1.9161	2.0861
第9計算期間末 （平成20年7月11日）	42,926	46,173	1.3220	1.4220
第10計算期間末 （平成21年1月13日）	20,196	-	0.7041	-
平成21年3月末日	23,877	-	0.8320	-
平成21年4月末日	26,559	-	0.9135	-
平成21年5月末日	30,559	-	1.0485	-
平成21年6月末日	32,441	-	1.1118	-
第11計算期間末 （平成21年7月13日）	29,573	30,422	1.0140	1.0440
平成21年7月末日	34,293	-	1.1712	-
平成21年8月末日	31,067	-	1.0835	-
平成21年9月末日	31,164	-	1.0958	-
平成21年10月末日	32,045	-	1.1439	-
平成21年11月末日	30,280	-	1.0997	-
平成21年12月末日	32,194	-	1.1860	-
第12計算期間末 （平成22年1月12日）	29,991	33,227	1.1122	1.2322
平成22年1月末日	26,925	-	0.9691	-
平成22年2月末日	26,564	-	0.9592	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

期間	1口当りの分配金（円）
第1期（平成16年1月29日～平成16年7月12日）	0
第2期（平成16年7月13日～平成17年1月11日）	0
第3期（平成17年1月12日～平成17年7月11日）	0.0450
第4期（平成17年7月12日～平成18年1月11日）	0.1100

期間	1口当りの分配金（円）
第5期（平成18年1月12日～平成18年7月11日）	0.1200
第6期（平成18年7月12日～平成19年1月11日）	0.1600
第7期（平成19年1月12日～平成19年7月11日）	0.1700
第8期（平成19年7月12日～平成20年1月11日）	0.1700
第9期（平成20年1月12日～平成20年7月11日）	0.1000
第10期（平成20年7月12日～平成21年1月13日）	0
第11期（平成21年1月14日～平成21年7月13日）	0.0300
第12期（平成21年7月14日～平成22年1月12日）	0.1200

【収益率の推移】

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

期間	収益率
第1期（平成16年1月29日～平成16年7月12日）	12.0%
第2期（平成16年7月13日～平成17年1月11日）	5.0%
第3期（平成17年1月12日～平成17年7月11日）	13.2%
第4期（平成17年7月12日～平成18年1月11日）	20.2%
第5期（平成18年1月12日～平成18年7月11日）	18.0%
第6期（平成18年7月12日～平成19年1月11日）	44.5%
第7期（平成19年1月12日～平成19年7月11日）	35.3%
第8期（平成19年7月12日～平成20年1月11日）	9.5%
第9期（平成20年1月12日～平成20年7月11日）	25.8%
第10期（平成20年7月12日～平成21年1月13日）	46.7%
第11期（平成21年1月14日～平成21年7月13日）	48.3%
第12期（平成21年7月14日～平成22年1月12日）	21.5%

（注）収益率 = （当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額） ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

6【手続等の概要】

(1) 申込手続の概要

当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、香港取引決済所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、香港取引決済所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

当ファンドの取得申込者は販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。

お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

また、お申込みの方法には、

「分配金支払いコース」...収益分配時に、分配金（税引後）を受領

「分配金再投資コース」...収益分配時に、自動的に無手数料で分配金（税引後）を再投資

の二つのコースがあり、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いの場合があります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金手続の概要

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、香港取引決済所の休業日と同日の場合は、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日以降で、香港取引決済所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約代金は、解約請求受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。

委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は換金の受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、換金の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(3)取得および換金の際にご負担いただく費用

取得および換金の際にご負担いただく費用の詳細については、「第二部ファンド情報 第1
ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価について

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額が表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社
< インターネットホームページ > <http://www.daiwasbi.co.jp/>

< お電話によるお問い合わせ先 > 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(2)信託期間

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成16年1月29日）から平成26年1月14日まで（約10年）です。ただし、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(3)計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月12日から7月11日まで、7月12日から翌年1月11日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日と

し、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の最終日とします。

(4)その他

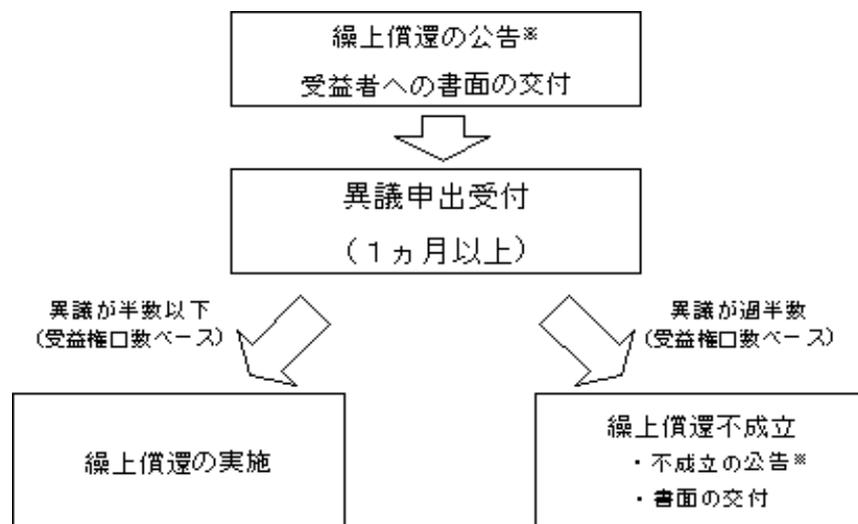
信託の終了及び信託約款の変更

イ．信託の終了に関する事項

(イ)委託会社は、次のいずれかの場合には受託会社と合意のうえ、信託終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させることがあります。この場合、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

- a．一部解約により信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき。
- b．受益者に有利であると認めたとき。
- c．やむを得ない事情が発生したとき。

信託契約を終了させる場合、原則として以下の手続きで行います。なお、償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。



※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(ロ)委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けた場合は、信託を終了させます。

(ハ)委託会社は、監督官庁より投資信託委託会社の登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止した場合は、信託を終了させます。ただし、監督官庁によりこの信託契約の引き継ぎの命令を受けたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、存続します。

(二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託を終了させます。

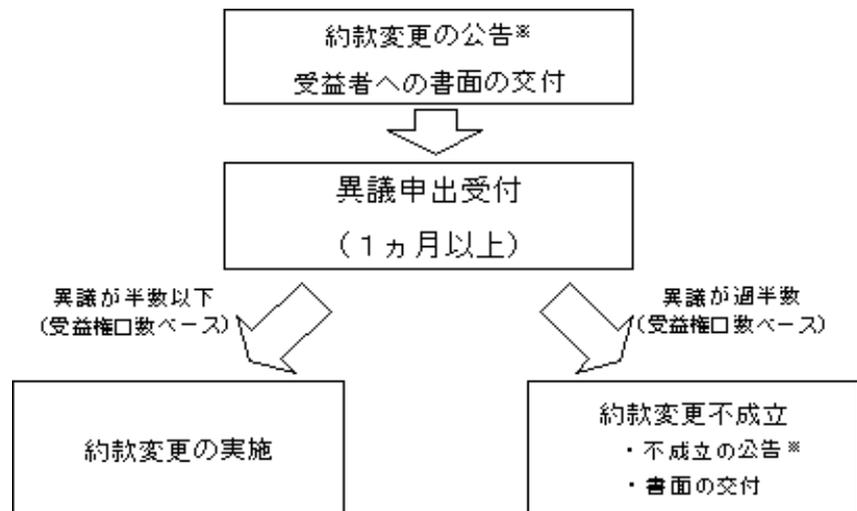
□．信託約款の変更

(イ)委託会社は、次のいずれかの場合には受託会社と合意のうえ、信託約款の変更を行うことができます。この場合、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

a．受益者に有利であると認めたとき。

b．やむを得ない事情が発生したとき。

信託約款の変更内容が重大なものについては、以下の手続きで行います。



※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更の手続きを行うときは、(イ)の規定に従うものとします。

公告

日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する

受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、「ファンドの詳細情報」に記載されている財務諸表の内容の一部を抜粋したものです。なお、当該財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該財務諸表に添付されております。

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

1【貸借対照表】

区 分	第11期 平成21年7月13日現在 金額（円）	第12期 平成22年1月12日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	308,894,191	248,518,731
コール・ローン	2,006,929,805	4,004,094,300
株式	28,220,348,690	29,277,048,467
未収配当金	105,338,269	7,950,115
流動資産合計	30,641,510,955	33,537,611,613
資産合計	30,641,510,955	33,537,611,613
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	849,168,888	3,236,005,402
未払解約金	14,111,540	49,900,494
未払受託者報酬	13,401,647	17,052,398
未払委託者報酬	190,304,000	242,144,604
その他未払費用	941,252	1,051,184
流動負債合計	1,067,927,327	3,546,154,082
負債合計	1,067,927,327	3,546,154,082
純資産の部		
元本等		
元本	29,164,695,438	26,966,711,686
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	408,888,190	3,024,745,845
（分配準備積立金）	14,162,128,899	9,773,174,687
元本等合計	29,573,583,628	29,991,457,531
純資産合計	29,573,583,628	29,991,457,531
負債純資産合計	30,641,510,955	33,537,611,613

2【損益及び剰余金計算書】

区 分	第11期 自 平成21年1月14日 至 平成21年7月13日 金 額（円）	第12期 自 平成21年7月14日 至 平成22年1月12日 金 額（円）
営業収益		
受取配当金	399,153,264	173,702,557
配当株式	2,957,794	-
受取利息	272,217	255,986
有価証券売買等損益	8,769,929,837	6,502,803,675
為替差損益	780,081,438	189,506,877
営業収益合計	9,952,394,550	6,487,255,341
営業費用		
受託者報酬	13,401,647	17,052,398
委託者報酬	190,304,000	242,144,604
その他費用	12,573,531	22,117,105
営業費用合計	216,279,178	281,314,107
営業利益又は営業損失（ ）	9,736,115,372	6,205,941,234
経常利益又は経常損失（ ）	9,736,115,372	6,205,941,234
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,736,115,372	6,205,941,234
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	181,474,277	361,310,740
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,488,291,420	408,888,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	315,735,339	48,074,127
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	315,735,339	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	48,074,127
剰余金減少額又は欠損金増加額	124,027,936	40,841,564
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	40,841,564
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	124,027,936	-
分配金	849,168,888	3,236,005,402
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	408,888,190	3,024,745,845

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第11期	第12期
	自 平成21年 1月14日 至 平成21年 7月13日	自 平成21年 7月14日 至 平成22年 1月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 同左 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金及び配当株式 外国株式についての受取配当金及び配当株式は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2)当ファンドの計算期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成21年1月14日から平成21年7月13日までとなっております。	(1)外貨建資産等の会計処理 同左 (2)当ファンドの計算期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成21年7月14日から平成22年1月12日までとなっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者集会

開催しません。

4 受益者に対する特典

ありません。

5 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

6 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

7 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

8 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

9 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

ファンドの詳細情報の項目につきましては、以下の通りとなっております。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成16年1月29日 信託契約締結
平成16年1月29日 当ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、香港取引決済所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、香港取引決済所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いの場合があります。
- * 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、香港取引決済所の休業日と同日の場合は、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日以降で香港取引決済所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は換金の受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、換金の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金を受け付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受け付けた日から起算して5営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

- （注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、ます。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

< インターネットホームページ > <http://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成16年1月29日）から平成26年1月14日（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 信託契約の解約」をご参照ください）。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月12日から7月11日まで、7月12日から翌年1月11日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。

ハ．信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ニ．前ハ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

ホ．前ニ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．および前ロ．の信託契約の解約をしません。

ヘ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ト．前二．から前へ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．の一定の期間が1月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- チ．信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させるものとし、

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ロ．前イ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた

受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ハ．前口．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．の信託約款の変更をしません。
- ニ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

委託会社と関係法人との契約の変更

イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

ロ．運用委託契約

委託会社とDaiwa SB Investments (HK) Limitedとの間の運用委託契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、当ファンドの投資顧問会社に異動があれば、委託会社は、有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成21年1月14日から平成21年7月13日まで）及び第12期計算期間（平成21年7月14日から平成22年1月12日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 平成21年7月13日現在	第12期 平成22年1月12日現在
資産の部		
流動資産		
預金	308,894,191	248,518,731
コール・ローン	2,006,929,805	4,004,094,300
株式	28,220,348,690	29,277,048,467
未収配当金	105,338,269	7,950,115
流動資産合計	30,641,510,955	33,537,611,613
資産合計		
	30,641,510,955	33,537,611,613
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	849,168,888	3,236,005,402
未払解約金	14,111,540	49,900,494
未払受託者報酬	13,401,647	17,052,398
未払委託者報酬	190,304,000	242,144,604
その他未払費用	941,252	1,051,184
流動負債合計	1,067,927,327	3,546,154,082
負債合計		
	1,067,927,327	3,546,154,082
純資産の部		
元本等		
元本	29,164,695,438	26,966,711,686
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	408,888,190	3,024,745,845
（分配準備積立金）	14,162,128,899	9,773,174,687
元本等合計	29,573,583,628	29,991,457,531
純資産合計		
	29,573,583,628	29,991,457,531
負債純資産合計		
	30,641,510,955	33,537,611,613

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第11期	第12期
	自 平成21年1月14日 至 平成21年7月13日	自 平成21年7月14日 至 平成22年1月12日
営業収益		
受取配当金	399,153,264	173,702,557
配当株式	2,957,794	-
受取利息	272,217	255,986
有価証券売買等損益	8,769,929,837	6,502,803,675
為替差損益	780,081,438	189,506,877
営業収益合計	9,952,394,550	6,487,255,341
営業費用		
受託者報酬	13,401,647	17,052,398
委託者報酬	190,304,000	242,144,604
その他費用	12,573,531	22,117,105
営業費用合計	216,279,178	281,314,107
営業利益又は営業損失（ ）	9,736,115,372	6,205,941,234
経常利益又は経常損失（ ）	9,736,115,372	6,205,941,234
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,736,115,372	6,205,941,234
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	181,474,277	361,310,740
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,488,291,420	408,888,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	315,735,339	48,074,127
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	315,735,339	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	48,074,127
剰余金減少額又は欠損金増加額	124,027,936	40,841,564
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	40,841,564
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	124,027,936	-
分配金	849,168,888	3,236,005,402
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	408,888,190	3,024,745,845

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期	第12期
	自 平成21年 1月14日 至 平成21年 7月13日	自 平成21年 7月14日 至 平成22年 1月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 同左 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金及び配当株式 外国株式についての受取配当金及び配当株式は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2)当ファンドの計算期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成21年1月14日から平成21年7月13日までとなっております。	(1)外貨建資産等の会計処理 同左 (2)当ファンドの計算期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成21年7月14日から平成22年1月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期	第12期
	平成21年 7月13日現在	平成22年 1月12日現在
1. 元本状況		
期首元本額	28,684,367,183円	29,164,695,438円
期中追加設定元本額	1,561,075,988円	557,421,398円
期中一部解約元本額	1,080,747,733円	2,755,405,150円
2. 受益権の総数	29,164,695,438口	26,966,711,686口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 平成21年 1月14日 至 平成21年 7月13日	第12期 自 平成21年 7月14日 至 平成22年 1月12日																																
<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 44,122,683円</p> <p>2. 分配金の計算過程 第11期計算期間末（平成21年 7月13日）に、信託約款に基づき計算した22,632,749,642円（1万口当たり7,760.32円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1874,940,863円（1万口当たり300円）を分配しております。なお、収益分配金には、外国所得税25,771,975円を含めております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td style="text-align: right;">390,171,075円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td style="text-align: right;">7,621,451,855円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td style="text-align: right;">14,621,126,712円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td style="text-align: right;">22,632,749,642円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td style="text-align: right;">(7,760.32円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td style="text-align: right;">874,940,863円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td style="text-align: right;">(300円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	390,171,075円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	7,621,451,855円	分配準備積立金	14,621,126,712円	分配可能額	22,632,749,642円	（1万口当たり分配可能額）	(7,760.32円)	収益分配金	874,940,863円	（1万口当たり収益分配金）	(300円)	<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 56,033,300円</p> <p>2. 分配金の計算過程 第12期計算期間末（平成22年 1月12日）に、信託約款に基づき計算した20,307,039,382円（1万口当たり7,530.41円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い13,236,005,402円（1万口当たり1,200円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td style="text-align: right;">165,042,528円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td style="text-align: right;">7,297,859,293円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td style="text-align: right;">12,844,137,561円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td style="text-align: right;">20,307,039,382円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td style="text-align: right;">(7,530.41円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td style="text-align: right;">3,236,005,402円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td style="text-align: right;">(1,200円)</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	165,042,528円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	7,297,859,293円	分配準備積立金	12,844,137,561円	分配可能額	20,307,039,382円	（1万口当たり分配可能額）	(7,530.41円)	収益分配金	3,236,005,402円	（1万口当たり収益分配金）	(1,200円)
配当等収益（費用控除後）	390,171,075円																																
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																
収益調整金	7,621,451,855円																																
分配準備積立金	14,621,126,712円																																
分配可能額	22,632,749,642円																																
（1万口当たり分配可能額）	(7,760.32円)																																
収益分配金	874,940,863円																																
（1万口当たり収益分配金）	(300円)																																
配当等収益（費用控除後）	165,042,528円																																
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																
収益調整金	7,297,859,293円																																
分配準備積立金	12,844,137,561円																																
分配可能額	20,307,039,382円																																
（1万口当たり分配可能額）	(7,530.41円)																																
収益分配金	3,236,005,402円																																
（1万口当たり収益分配金）	(1,200円)																																

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第11期（自 平成21年 1月14日 至 平成21年 7月13日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株 式	28,220,348,690	7,747,355,603
合計	28,220,348,690	7,747,355,603

第12期（自 平成21年 7月14日 至 平成22年 1月12日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株 式	29,277,048,467	5,552,170,764
合計	29,277,048,467	5,552,170,764

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	第11期 自 平成21年 1月14日 至 平成21年 7月13日	第12期 自 平成21年 7月14日 至 平成22年 1月12日
1. 取引の内容	当ファンドは為替予約取引を行っております。	同左
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左

4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

第11期（平成21年7月13日現在）
該当事項はありません。

第12期（平成22年1月12日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期（自平成21年1月14日 至 平成21年7月13日）
該当事項はありません。

第12期（自平成21年7月14日 至 平成22年1月12日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第11期 平成21年7月13日現在	第12期 平成22年1月12日現在
1口当たり純資産額 1.0140円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,140円）」	1口当たり純資産額 1.1122円 「1口 = 1円（10,000口 = 11,122円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表
<株式>

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	ASIAINFO HOLDINGS INC	150,000	29.220	4,383,000.000	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	3,189,919	1.868	5,958,768.690	
	SINA CORP	14,000	45.870	642,180.000	
	小計（アメリカ・ドル）3銘柄	3,353,919	-	10,983,948.690 (1,013,818,464)	
香港・ドル	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	500,000	49.400	24,700,000.000	
	CHEUNG KONG HOLDING	100,000	101.800	10,180,000.000	
	CHINA CITIC BANK	9,800,000	6.280	61,544,000.000	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	4,200,000	8.270	34,734,000.000	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICE	3,500,000	4.130	14,455,000.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	28,080,000	6.560	184,204,800.000	
	CHINA EVERBRIGHT LTD	2,980,000	22.450	66,901,000.000	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	4,580,000	38.150	174,727,000.000	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	438,000	10.900	4,774,200.000	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	455,000	27.000	12,285,000.000	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	4,137,200	20.650	85,433,180.000	
	CHINA MOBILE LTD	1,609,500	74.850	120,471,075.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	2,876,800	16.700	48,042,560.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	6,550,000	6.750	44,212,500.000	
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	2,003,500	10.720	21,477,520.000	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	2,000,000	16.880	33,760,000.000	

	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	3,350,000	40.350	135,172,500.000	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	14,720,827	3.220	47,401,062.940	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS	440,000	26.300	11,572,000.000	
	CHINA TELECOM CORP LTD	8,280,000	3.520	29,145,600.000	
	CNOOC LTD	10,303,000	13.240	136,411,720.000	
	DONGFANG ELECTRIC CORPORATION LTD-H	782,000	41.000	32,062,000.000	
	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	3,000,000	11.640	34,920,000.000	
	GLORIOUS PROPERTY HOLDINGS	5,000,000	3.400	17,000,000.000	
	HENDERSONLAND DEVELOPMENT	100,000	59.950	5,995,000.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	286,500	19.760	5,661,240.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	60,000	151.200	9,072,000.000	
	HOPEWELL HOLDINGS	72,000	25.700	1,850,400.000	
	HUTCHISON WHAMPOA	70,000	56.800	3,976,000.000	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	29,001,000	6.290	182,416,290.000	
	LENOVO GROUP LTD	4,856,000	5.300	25,736,800.000	
	LI NING CO	1,747,000	27.200	47,518,400.000	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	495,000	14.520	7,187,400.000	
	NEW WORLD CHINA LAND LTD	1,890,000	2.940	5,556,600.000	
	NEW WORLD DEPT STORE CHINA	1,355,681	7.700	10,438,743.700	
	NEW WORLD DEVELOPMENT CO	60,679	15.320	929,602.280	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	80,000	46.800	3,744,000.000	
	PETROCHINA CO LTD-H	7,730,000	10.180	78,691,400.000	
	PING AN INSURANCE CO-H	962,500	71.150	68,481,875.000	
	PORTS DESIGN LIMITED	1,975,500	26.450	52,251,975.000	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG	1,000,000	41.950	41,950,000.000	
	SHUN TAK HOLDINGS LTD	800,000	5.430	4,344,000.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	70,000	117.700	8,239,000.000	
	TINGYI (CAYMAN ISLN)HLDG	3,840,000	17.960	68,966,400.000	
	WING HANG BANK LIMITED	50,000	74.000	3,700,000.000	
	ZHENGZHOU GAS COMPANY LTD-H	1,272,000	16.760	21,318,720.000	
	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC-H	1,170,000	16.360	19,141,200.000	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	9,142,000	8.030	73,410,260.000	
	ZTE CORP-H	1,441,176	51.200	73,788,211.200	
	小計（香港・ドル）49銘柄	189,212,863	-	2,209,952,235.120 (26,298,431,598)	
台湾・ドル	ASUSTEK COMPUTER INC	621,240	65.800	40,877,592.000	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	706,450	59.900	42,316,355.000	
	CHINA STEEL CORP	960,200	35.300	33,895,060.000	
	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	2,157,747	20.400	44,018,038.800	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	406,000	58.500	23,751,000.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	607,643	98.800	60,035,128.400	
	FAR EASTERN NEW CENTURY	1,721,760	41.750	71,883,480.000	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,209,500	19.750	23,887,625.000	
	FORMOSA PLASTICS CORP	1,213,380	71.300	86,513,994.000	
	GIANT MANUFACTURING	142,000	89.600	12,723,200.000	
	HON HAI PRECISION IND	358,332	148.500	53,212,302.000	
	MEDIATEK INC	217,584	558.000	121,411,872.000	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	488,480	77.100	37,661,808.000	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	330,000	69.700	23,001,000.000	
	小計（台湾・ドル）14銘柄	11,140,316	-	675,188,455.200 (1,964,798,405)	
	合計	203,707,098	-	29,277,048,467 (29,277,048,467)	

(注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. ファンド合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券		有価証券の合計
			時価比率	金額に対する比率
アメリカ・ドル	外国株式 3銘柄		3.38%	3.46%
香港・ドル	外国株式 49銘柄		87.69%	89.83%
台湾・ドル	外国株式 14銘柄		6.55%	6.71%

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年2月末日現在)

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）

資産総額	26,625,903,933	円
負債総額	61,162,636	円
純資産総額（ - ）	26,564,741,297	円
発行済数量	27,694,792,174	口
1単位当り純資産額（ / ）	0.9592	円

第5【設定及び解約の実績】

チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）		
期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成16年1月29日～平成16年7月12日）	115,471,493,163	2,508,589,284
第2期（平成16年7月13日～平成17年1月11日）	2,157,096,289	7,637,847,006
第3期（平成17年1月12日～平成17年7月11日）	609,508,973	31,302,968,299
第4期（平成17年7月12日～平成18年1月11日）	1,120,128,389	25,880,236,960
第5期（平成18年1月12日～平成18年7月11日）	1,714,748,489	12,273,162,523
第6期（平成18年7月12日～平成19年1月11日）	3,575,609,627	4,728,225,520
第7期（平成19年1月12日～平成19年7月11日）	4,660,275,846	5,495,995,161
第8期（平成19年7月12日～平成20年1月11日）	5,645,088,993	7,388,193,802
第9期（平成20年1月12日～平成20年7月11日）	1,598,944,437	6,866,128,308
第10期（平成20年7月12日～平成21年1月13日）	1,408,160,118	5,195,340,278
第11期（平成21年1月14日～平成21年7月13日）	1,561,075,988	1,080,747,733
第12期（平成21年7月14日～平成22年1月12日）	557,421,398	2,755,405,150

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額：20億円（本書提出日現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

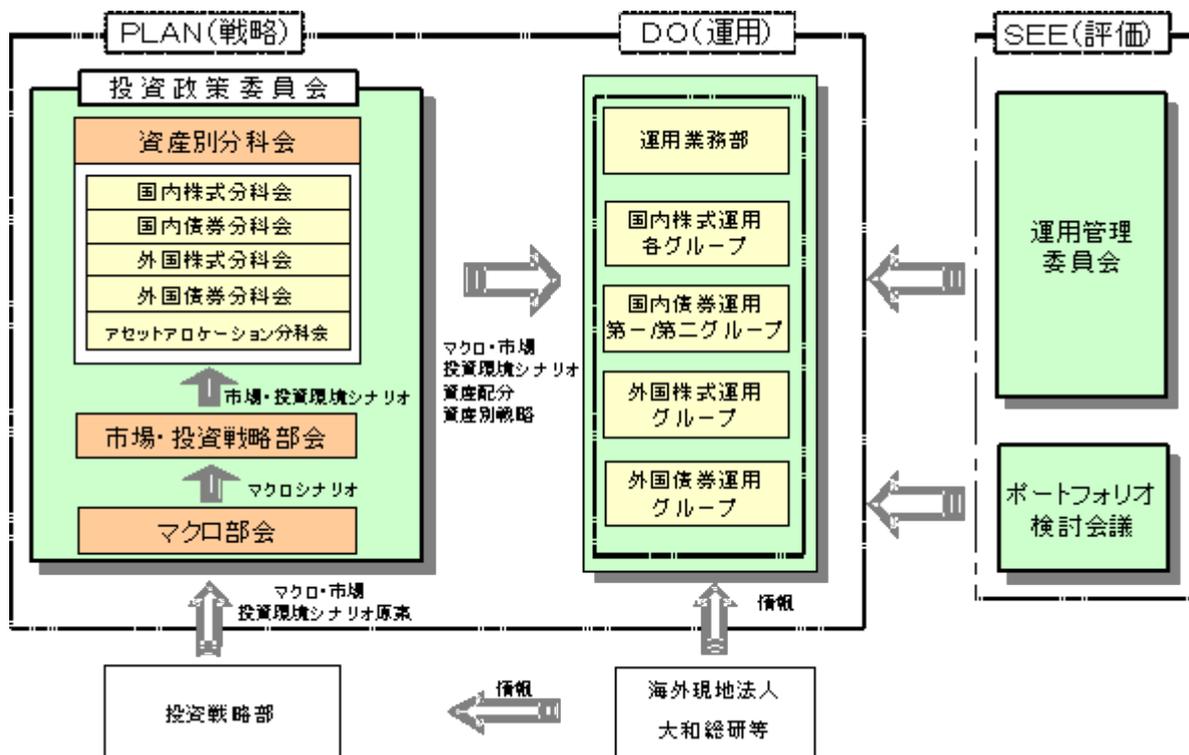
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年2月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、138本であり、その純資産総額は、約1,993,502百万円です（なお、親投資信託48本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	4	19,157百万円
追加型株式投資信託	133	1,966,962百万円
追加型公社債投資信託	1	7,382百万円
合計	138	1,993,502百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。なお、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び、第37期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表についての監査、並びに第38期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表についての中間監査を、あずさ監査法人により受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,891,855	8,926,038
前払費用	113,371	164,321
未収還付法人税等	-	304,359
未収収益	3,633,754	2,200,246
繰延税金資産	515,272	302,927
その他	15,104	96,171
流動資産計	14,169,358	11,994,065
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 488,532	397,192
器具備品	1 158,303	98,818
土地	710	710
建設仮勘定	-	3,911
有形固定資産計	647,545	500,632
無形固定資産		
ソフトウェア	316,333	445,887
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	329,039	458,593
投資その他の資産		
投資有価証券	4,173,446	3,812,850
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	42,615	9,100
長期差入保証金	771,418	742,547
出資金	189,040	161,517
繰延税金資産	383,481	557,369
その他	1,730	1,323
貸倒引当金	70,350	70,350
投資その他の資産計	6,661,158	6,384,132

(単位：千円)

	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
固定資産計	7,637,744	7,343,357
資産合計	21,807,102	19,337,423

(単位：千円)

	第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	53,603	73,433
未払費用	1,911,249	1,102,827
未払法人税等	1,674,618	-
前受収益	8,913	8,983
賞与引当金	876,200	604,600
役員賞与引当金	67,900	48,800
その他	18,892	18,721
流動負債計	4,611,378	1,857,365
固定負債		
退職給付引当金	701,833	751,197
役員退職慰労引当金	127,560	133,802
固定負債計	829,393	885,000
負債合計	5,440,771	2,742,365

（単位：千円）

	第36期 （平成20年3月31日）	第37期 （平成21年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	12,806,951	13,220,524
利益剰余金合計	14,250,683	14,664,255
株主資本合計	16,406,951	16,820,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40,620	225,466
評価・換算差額等合計	40,620	225,466
純資産合計	16,366,330	16,595,057
負債純資産合計	21,807,102	19,337,423

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第36期	第37期
	（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	5,376,238	4,061,953
委託者報酬	20,900,527	15,381,937
その他営業収益	22,800	23,815
営業収益計	26,299,565	19,467,706
営業費用		
支払手数料	12,922,865	7,587,789
広告宣伝費	223,060	139,283
公告費	1,202	1,590
調査費		
調査費	820,589	1,208,212
委託調査費	5,980	1,691,482
委託計算費	117,931	112,690
営業雑経費		
通信費	52,015	27,023
印刷費	333,993	288,628
協会費	18,355	21,841
諸会費	13,550	8,534
その他	5,387	4,503
営業費用計	14,514,934	11,091,578
一般管理費		
給料		
役員報酬	275,374	205,830
給料・手当	2,474,696	2,704,289
賞与	31,325	40,459
退職金	4,113	5,076
福利厚生費	486,478	457,355
交際費	17,337	11,634
旅費交通費	155,950	144,711
租税公課	70,637	57,374
器具・備品費	98,812	-

不動産賃借料 532,824 838,846

(単位：千円)

	第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用	186,719	171,337
固定資産減価償却費	75,468	168,629
賞与引当金繰入額	876,200	604,600
役員退職慰労引当金繰入額	40,330	39,220
役員賞与引当金繰入額	67,900	48,800
海外委託費	367,657	-
諸経費	229,675	282,477
一般管理費計	5,991,500	5,780,642
営業利益	5,793,131	2,595,485
営業外収益		
受取配当金	5,463	354,591
受取利息	21,451	22,205
投資有価証券売却益	41,942	2,288
為替差益	-	9,761
その他	36,449	4,989
営業外収益計	105,306	393,834
営業外費用		
投資有価証券売却損	121,459	677
為替差損	23,822	-
その他	280	4,113
営業外費用計	145,562	4,790
経常利益	5,752,875	2,984,529
特別利益		
投資有価証券売却益	28,500	-
賞与引当金戻入益	-	100,063

特別利益計	28,500	100,063
特別損失		
本社移転損失	284,487	-
その他	10,560	221
特別損失計	295,048	221
税引前当期純利益	5,486,327	3,084,371
法人税、住民税及び事業税	2,493,000	966,000
		(単位：千円)
	第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
法人税等調整額	126,191	164,798
法人税等合計	2,366,808	1,130,798
当期純利益	3,119,518	1,953,572

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第36期	第37期
	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,100,000	1,100,000
当期末変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,100,000	1,100,000

（単位：千円）

	第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
繰越利益剰余金		
前期末残高	10,457,433	12,806,951
当期変動額		
剰余金の配当	770,000	1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	12,806,951	13,220,524
利益剰余金合計		
前期末残高	11,901,164	14,250,683
当期変動額		
剰余金の配当	770,000	1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	14,250,683	14,664,255
株主資本合計		
前期末残高	14,057,433	16,406,951
当期変動額		
剰余金の配当	770,000	1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
当期変動額合計	2,349,518	413,572
当期末残高	16,406,951	16,820,524
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	14,348	40,620
当期変動額		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	54,969	184,845
当期変動額合計	54,969	184,845
当期末残高	40,620	225,466
評価・換算差額等合計		
前期末残高	14,348	40,620

当期変動額		
株主資本以外の項目	54,969	184,845
の当期変動額（純額）		
当期変動額合計	54,969	184,845
当期末残高	40,620	225,466
純資産合計		
前期末残高	14,071,782	16,366,330
当期変動額		
剰余金の配当	770,000	1,540,000
当期純利益	3,119,518	1,953,572
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	54,969	184,845
当期変動額合計	2,294,548	228,726
当期末残高	16,366,330	16,595,057

[次へ](#)

重要な会計方針

	第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用して おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価 法（評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は、総平均 法により算定）を採用しておりま す。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用し て おります。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左

<p>2.固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ12,326千円減少しております。 (追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 15～30年 器具備品 4～15年</p>
-----------------------	--	--

<p>3.引当金の計上基準</p>	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p>	<p>(2)無形固定資産 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>
<p>4.その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>(1) 金融商品取引法の施行に伴う、投資運用業等統一経理基準の改正により、前事業年度において「投資顧問料」と表示しておりました投資運用業に係る収益は、当事業年度より「運用受託報酬」と表示することといたしました。</p> <p>(2) 前事業年度において、一般管理費の「諸経費」に含めて表示しておりました「海外委託費」は、一般管理費総額の100分の5を超えたため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の一般管理費の「諸経費」に含まれる「海外委託費」は、263,400千円であります。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>投資運用業等統一経理基準の一部改正（平成20年3月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(1) 前事業年度のみで助言手数料を営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より「委託調査費」として区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「支払手数料」に含まれる助言手数料は、2,333,171千円であり、当事業年度の「調査費」に含まれる助言手数料は、1,651,234千円であります。</p> <p>(2) 前事業年度まで「海外委託費」は、一般管理費に表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」と「委託調査費」に表示することといたしました。当事業年度の「調査費」、「委託調査費」に含まれる海外委託費の合計額は、360,564千円であります。</p> <p>(3) 前事業年度まで「器具・備品費」は、一般管理費の内訳として区分掲記しておりましたが、当事業年度より「諸経費」の中を含めることといたしました。なお、当事業年度の「器具・備品費」は、84,833千円であります。</p> <p>(4) 前事業年度まで「情報提供料」を一般管理費の「諸経費」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より営業費用の「調査費」に含めて表示することといたしました。なお、前事業年度及び当事業年度の「情報提供料」はいずれも40,000千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第36期 (平成20年3月31日)	第37期 (平成21年3月31日)

1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 35,799千円	建物 132,619千円
器具備品 116,068千円	器具備品 184,596千円
	2.保証債務
	被保証者 従業員
	被保証債務の内容 住宅ローン
	金額 31,092千円

(損益計算書関係)

第36期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第37期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	770,000	200	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------	---------------------	-----	-------

平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,540,000	利益 剰余金	400	平成20年3月31日	平成20年6月23日
----------------------	------	-----------	-----------	-----	------------	------------

第37期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,540,000	400	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	962,500	利益 剰余金	250	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（リース取引関係）

第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）				第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）			
1. ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）				1. ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側）			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 （千円）	減価償却 累 計額相当 額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）		取得価額 相当額 （千円）	減価償却累 計額相当額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）
器具備品	4,823	80	4,743	器具備品	4,823	1,045	3,778
合計	4,823	80	4,743	合計	4,823	1,045	3,778
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 889千円				1年以内 926千円			
1年超 3,861千円				1年超 2,934千円			
合計 4,751千円				合計 3,861千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 89千円				支払リース料 1,070千円			
減価償却費相当額 80千円				減価償却費相当額 964千円			
支払利息相当額 16千円				支払利息相当額 181千円			
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				同左			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。							
支払利息相当額の算定方法							
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。							
2. オペレーティング・リース取引				2. オペレーティング・リース取引			
未経過リース料				未経過リース料			
1年以内 2,104千円				1年以内 2,104千円			
1年超 3,714千円				1年超 1,609千円			
合計 5,818千円				合計 3,714千円			

(有価証券関係)

第36期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	35,000	41,194	6,194
	小計	35,000	41,194	6,194
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,850,000	3,775,420	74,580
	小計	3,850,000	3,775,420	74,580
合計		3,885,000	3,816,614	80,774

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
3,864,983	70,442	121,459

3. 時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	356,832
合計	356,832

第37期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	3,901,000	3,521,426	379,573
	小計	3,901,000	3,521,426	379,573
合計		3,901,000	3,521,426	379,573

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
77,769	2,288	677

3.時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	291,423
合計	291,423

(デリバティブ取引関係)

第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
<p>1.採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 701,833千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 148,413千円 確定拠出年金掛金 38,306千円 合計 186,719千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。</p>	<p>1.採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 751,197千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 128,898千円 確定拠出年金掛金 42,439千円 合計 171,337千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

（税効果会計関係）

第36期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第37期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">流動資産</th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">118,450</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">355,737</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">26,640</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">5,253</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,190</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の小計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">515,272</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">515,272</td></tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">固定資産</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">284,944</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">37,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">51,789</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">27,764</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18,983</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の小計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">461,372</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">77,890</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の合計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">383,481</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">383,481</td></tr> </tbody> </table>	流動資産	(千円)	未払事業税	118,450	賞与引当金	355,737	社会保険料	26,640	未払事業所税	5,253	その他	9,190	(繰延税金資産の小計)	515,272	繰延税金資産の純額	515,272	固定資産		退職給付引当金	284,944	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	37,190	役員退職慰労引当金	51,789	その他有価証券評価差額金	27,764	その他	18,983	(繰延税金資産の小計)	461,372	評価性引当額	77,890	(繰延税金資産の合計)	383,481	繰延税金資産の純額	383,481	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">流動資産</th> <th style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">14,717</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">245,467</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">22,200</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">5,229</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">15,313</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の小計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">302,927</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">302,927</td></tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">固定資産</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">304,986</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">37,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">54,323</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">154,106</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">43,952</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の小計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">635,260</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">77,890</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の合計)</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">557,369</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">557,369</td></tr> </tbody> </table>	流動資産	(千円)	未払事業税	14,717	賞与引当金	245,467	社会保険料	22,200	未払事業所税	5,229	その他	15,313	(繰延税金資産の小計)	302,927	繰延税金資産の純額	302,927	固定資産		退職給付引当金	304,986	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	37,190	役員退職慰労引当金	54,323	その他有価証券評価差額金	154,106	その他	43,952	(繰延税金資産の小計)	635,260	評価性引当額	77,890	(繰延税金資産の合計)	557,369	繰延税金資産の純額	557,369
流動資産	(千円)																																																																												
未払事業税	118,450																																																																												
賞与引当金	355,737																																																																												
社会保険料	26,640																																																																												
未払事業所税	5,253																																																																												
その他	9,190																																																																												
(繰延税金資産の小計)	515,272																																																																												
繰延税金資産の純額	515,272																																																																												
固定資産																																																																													
退職給付引当金	284,944																																																																												
投資有価証券	40,700																																																																												
ゴルフ会員権	37,190																																																																												
役員退職慰労引当金	51,789																																																																												
その他有価証券評価差額金	27,764																																																																												
その他	18,983																																																																												
(繰延税金資産の小計)	461,372																																																																												
評価性引当額	77,890																																																																												
(繰延税金資産の合計)	383,481																																																																												
繰延税金資産の純額	383,481																																																																												
流動資産	(千円)																																																																												
未払事業税	14,717																																																																												
賞与引当金	245,467																																																																												
社会保険料	22,200																																																																												
未払事業所税	5,229																																																																												
その他	15,313																																																																												
(繰延税金資産の小計)	302,927																																																																												
繰延税金資産の純額	302,927																																																																												
固定資産																																																																													
退職給付引当金	304,986																																																																												
投資有価証券	40,700																																																																												
ゴルフ会員権	37,190																																																																												
役員退職慰労引当金	54,323																																																																												
その他有価証券評価差額金	154,106																																																																												
その他	43,952																																																																												
(繰延税金資産の小計)	635,260																																																																												
評価性引当額	77,890																																																																												
(繰延税金資産の合計)	557,369																																																																												
繰延税金資産の純額	557,369																																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p>との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">1.5</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">3.6</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">0.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.1</td></tr> </tbody> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	評価性引当額の減少	0.2	過年度法人税等	1.5	特定外国子会社等課税所得	3.6	外国税額控除	0.4	その他	0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p>との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.9</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">1.6</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">1.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36.6</td></tr> </tbody> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	過年度法人税等	0.6	特定外国子会社等課税所得	1.6	外国税額控除	1.7	その他	0.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6																																								
法定実効税率	40.6%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																																												
評価性引当額の減少	0.2																																																																												
過年度法人税等	1.5																																																																												
特定外国子会社等課税所得	3.6																																																																												
外国税額控除	0.4																																																																												
その他	0.3																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1																																																																												
法定実効税率	40.6%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3																																																																												
過年度法人税等	0.6																																																																												
特定外国子会社等課税所得	1.6																																																																												
外国税額控除	1.7																																																																												
その他	0.7																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6																																																																												

(関連当事者との取引)

第36期（自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業 上の 関係				
その他の 関係会社 の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,447,678	未払費用	486,012
その他の 関係会社 の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	6,650	銀行業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,942,630	未払費用	341,444

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第37期（自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業 上の 関係				
その他の 関係会社 の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,078,153	未払費用	242,242
その他の 関係会社 の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	6,650	銀行業	-	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,549,060	未払費用	193,011

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

(追加情報)

当事業年度より平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会

計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象の追加はございません。

（1株当たり情報）

第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 4,251円00銭 1株当たり当期純利益 810円26銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 4,310円40銭 1株当たり当期純利益 507円42銭 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	3,119,518	1,953,572
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,119,518	1,953,572
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

第36期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第37期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		8,325,881
前払費用		141,850
未収収益		3,248,527
繰延税金資産		215,502
その他		13,191
流動資産計		11,944,953
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	359,613
器具備品	1	80,778
土地		710
有形固定資産計		441,101
無形固定資産		416,102
投資その他の資産		
投資有価証券		4,326,862
関係会社株式		1,169,774
長期貸付金		7,092
長期差入保証金		742,150
会員権		161,517
繰延税金資産		540,064
その他		1,119
貸倒引当金		70,350
投資その他の資産計		6,878,229
固定資産計		7,735,434
資産合計		19,680,388

負債の部

流動負債

未払金		25,746
未払費用		1,521,043
未払法人税等		381,573
前受収益		99,056
賞与引当金		369,000
役員賞与引当金		23,500
その他	2	88,102
流動負債計		<u>2,508,022</u>

固定負債

退職給付引当金		785,612
役員退職慰労引当金		153,622
固定負債計		<u>939,234</u>
負債合計		<u>3,447,257</u>

純資産の部

株主資本

資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		156,268
資本剰余金合計		<u>156,268</u>
利益剰余金		
利益準備金		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		1,100,000
繰越利益剰余金		12,787,310
利益剰余金合計		<u>14,231,041</u>
株主資本合計		<u>16,387,310</u>

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		154,179
評価・換算差額等合計		<u>154,179</u>

純資産合計		<u>16,233,130</u>
-------	--	-------------------

負債純資産合計		<u>19,680,388</u>
---------	--	-------------------

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		7,477,809
運用受託報酬		1,733,941
その他営業収益		10,204
営業収益計		9,221,955
営業費用		
一般管理費	1	2,870,648
営業利益		944,253
営業外収益		
受取配当金		2,114
受取利息		8,188
還付加算金		10,117
雑収入		1,606
営業外収益計		22,027
営業外費用		
為替差損		13,862
営業外費用計		13,862
經常利益		952,418
税引前中間純利益		952,418
法人税、住民税及び事業税		367,126
法人税等調整額		56,005
法人税等合計		423,132
中間純利益		529,286

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,000,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		156,268
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		156,268
資本剰余金合計		
前期末残高		156,268
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		343,731
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高		1,100,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高		13,220,524
当中間期変動額		
剰余金の配当		962,500
中間純利益		529,286
当中間期変動額合計		433,213
当中間期末残高		12,787,310
利益剰余金合計		
前期末残高		14,664,255
当中間期変動額		
剰余金の配当		962,500
中間純利益		529,286
当中間期変動額合計		433,213
当中間期末残高		14,231,041

株主資本合計	
前期末残高	16,820,524
当中間期変動額	
剰余金の配当	962,500
中間純利益	529,286
当中間期変動額合計	433,213
当中間期末残高	16,387,310
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	225,466
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	71,287
当中間期変動額合計	71,287
当中間期末残高	154,179
評価・換算差額等合計	
前期末残高	225,466
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	71,287
当中間期変動額合計	71,287
当中間期末残高	154,179
純資産合計	
前期末残高	16,595,057
当中間期変動額	
剰余金の配当	962,500
中間純利益	529,286
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	71,287
当中間期変動額合計	361,926
当中間期末残高	16,233,130

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式...総平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの...総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成21年9月30日）	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	376,559千円
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 保証債務

被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン
金額	29,138千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）		
1. 減価償却実施額	有形固定資産	59,343千円
	無形固定資産	68,774千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引	
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)	
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
	器具備品 合 計
取得価額相当額	4,823千円 4,823千円
減価償却累計額相当額	1,527千円 1,527千円
中間期末残高相当額	3,296千円 3,296千円
(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	
1年内	946千円
1年超	2,456千円
合 計	3,403千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	535千円
減価償却費相当額	482千円
支払利息相当額	76千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
支払利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
2. オペレーティング・リース取引	
(借主側)	
未経過リース料	
1年以内	2,104千円
1年超	556千円
合 計	2,661千円

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,295,000	4,035,438	259,561
合 計	4,295,000	4,035,438	259,561

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区 分	中間貸借対照表計上額(千円)
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-

合 計	1,169,774
-----	-----------

(2) その他有価証券

区 分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式（店頭売買株式を除く）	291,423
合 計	291,423

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	4,216円39銭
1株当たり中間純利益	137円47銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	

(注)算定上の基礎

1.1株当たり純資産額

項目	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	16,233,130
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	16,233,130
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の 数(千株)	3,850

2.1株当たり中間純利益

項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	529,286
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	529,286
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
該当事項はありません。

[前](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

(3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年9月末日現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・ 資本金：51,000百万円（平成21年9月末日現在）
- ・ 資本構成：住友信託銀行株式会社33.3%、株式会社りそな銀行33.3%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社33.3%
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)投資顧問会社

名称

Daiwa SB Investments (HK) Limited

資本金の額

平成21年9月末日現在：10百万香港ドル（約115百万円）

（注）香港ドルの円貨換算は、平成22年2月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル=11.52円）によります。

事業の内容

同社（所在地：香港）は、1988年2月に香港法に基づき、香港において設立された会社で、大和住銀投信投資顧問株式会社の100%子会社です。同社は、主に、機関投資家等に対して資産運用業務を行っており、主として、アジア地域の株式等の運用を行っています。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年9月末日現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券キャピタル・マーケット株式会社（注）	255,700	

(注)大和証券キャピタル・マーケット株式会社の資本金の額は、平成22年1月1日現在です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)投資顧問会社

委託会社より、運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、銘柄の選定、売買の指図等を行います。

(3)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

受託会社の住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)投資顧問会社

ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、Daiwa SB Investments (HK) Limitedの100.0%の株式を保有しております。

(3)販売会社

大和証券株式会社および大和証券キャピタル・マーケット株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【その他】

1 目論見書の表紙、裏表紙および表紙裏の記載について

- (1) 委託会社の名称およびホームページアドレスならびにお電話によるお問い合わせ先等を記載することがあります。また、当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示することがあります。
- (2) 当ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。また、「騰飛」に振り仮名「トンフェイ」を付ける場合があります。
- (3) 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (4) 図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (5) 「課税上は株式投資信託として取扱われます。」と記載します。

2 目論見書に届出書本文「第一部証券情報」、同書本文「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況」等の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として冒頭に記載することがあります。

3 目論見書に用語解説等を掲載することがあります。

4 届出書本文「第一部証券情報」、同書本文「第二部ファンド情報」の記載の内容について、当該内容を説明した図表等を付加し、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、同書本文「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の概要」として記載することがあります。

また、以下の趣旨の事項を目論見書に記載することがあります。

< 投資信託の仕組み >

投資信託は、多数の投資家の皆様からお預りした資金を、皆様のために利殖の目的で、専門の機関が株式や公社債などの有価証券に投資し、運用の成果を全て皆様にお返しするものです。

お預りした資金を大きな資金にまとめ、分散投資します。

運用は専門の機関が行います。

運用成果は全て投資家の皆様のものとなります。

信託財産の保管・管理は、信託銀行が行います。

< 投資信託の特徴 >

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は預金ではありません。

投資信託は預金保険の対象ではありません。

投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。

銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託をご購入の際は最新の「目論見書」を必ずご覧ください。

5 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

6 当ファンドの約款の全文を目論見書に記載することがあります。

7 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

8 次のキャッチコピーを目論見書に記載することがあります。

キャッチコピー：・舞台は、いま中国へ。
・「騰飛」とは、飛躍を表す中国語です。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月19日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているチャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）の平成21年7月14日から平成22年1月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）の平成22年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月11日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年8月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているチャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）の平成21年1月14日から平成21年7月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ騰飛（チャイナ・エクイティ・オープン）の平成21年7月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。